最後配当に関する除斥期間

平成１６年（フ）第１５９９号
北九州市小倉北区三萩野２丁目３番23号
破産者　株式会社クマガイ建設産業
除斥期間　平成21年９月15日まで
平成21年７月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成１６年（フ）第５０２号
福島県会津若松市湊町大字赤井字赤井367番地
破産者　渡部　　誠
除斥期間　平成21年８月21日まで
平成21年７月27日
福島地方裁判所会津若松支部破産係

債権者集会招集

平成１９年（フ）第６４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2623番地１、旧住所福岡県直方市神正町８番22号
破産者　栗田　恭子
１　期日　平成21年９月25日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月27日　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第２４号
愛媛県四国中央市豊岡町長田1018番地の２
破産者　有限会社潮見米穀店
１　期日　平成21年11月９日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月27日　松山地方裁判所西条支部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成１８年（フ）第１７８号
福岡県豊前市大字久路土1312番地２
破産者　瀬口　　哲
１　期日　平成21年10月１日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
３　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
平成21年７月27日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成１８年（フ）第１７９号
福岡県豊前市大字久路土1312番地２
破産者　瀬口　惠子
１　期日　平成21年10月１日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
３　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
平成21年７月27日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２７５号
山口県防府市三田尻本町５番26号　ドムールあすか505号
破産者　坂根　誠二
異議申述期間　平成21年８月28日まで
平成21年７月27日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１３５号
山口県山陽小野田市大字厚狭第176番地
破産者　マルイシナチュラルフーズ有限会社
異議申述期間　平成21年８月28日まで
平成21年７月27日　山口地方裁判所宇部支部

平成１８年（フ）第８４５号
熊本県荒尾市荒尾745番地４レオパレスソレイユ205号、破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市白金町89番地２
破産者　高岡容子こと　崔　　文瓊
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年７月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１８年（フ）第８４６号
熊本県荒尾市荒尾745番地４レオパレスソレイユ205号、破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市白金町89番地２
破産者　高岡賢州こと　崔　　元馨
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年７月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５８５号
福岡県筑紫郡那珂川町今光３丁目95番地１
破産者　上木　俊文
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年７月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２２１０号
福岡市東区原田４丁目１番41号
破産者　ストアシステム株式会社
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年７月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第５２７号
愛媛県松山市南江戸６丁目６番25号　丸田方
破産者　髙野　秀樹
異議申述期間　平成21年９月28日まで
平成21年７月27日　　松山地方裁判所

免責許可決定

平成２１年（フ）第９６号
青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇166番地52
破産者　岩﨑　典子
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２０号
熊本県荒尾市増永2460番地３
破産者　髙口　裕司
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

免責決定確定

平成１６年（モ）第３４４１号
（平成１６年（フ）第４５９号）
三重県津市高茶屋小森町1097番地
破産者　河合　　隆
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成21年７月24日
津地方裁判所

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０１６号
東京都中野区本町３丁目23番３号
清算株式会社　カシオアイネットソリューション株式会社
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０４９号
東京都港区芝５丁目26番30号
清算株式会社　六興設備株式会社
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第１９号
名古屋市名東区藤里町1201番地
清算株式会社　株式会社長滝工業
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（ヒ）第８号
愛媛県松山市山越４丁目12番15号
清算株式会社　株式会社オカダメガトル
代表清算人　岡田　紀夫
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１０１号
茨城県水戸市元吉田町1449番地
清算株式会社　株式会社スイフ商事
代表清算人　山田　　淳
１　決定年月日　平成21年７月24日
２　主文　本件の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可確定後１か月以内に別紙⑵協定債権認否票（省略）記載の弁済対象債権額に対して金25万円の金員を支払う。
２　協定債権者は清算株式会社に対し、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、届出債権から弁済額を控除した残金につき、その債権を放棄する。
３　清算人は、第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残金を支払う。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たに弁済された限度で効力を失うものとする。
水戸地方裁判所民事部